

〔決定要旨〕

平成25年(ワ)第463号 関西電力大飯原子力発電所3号機, 4号機運転差止仮処分命令申立却下決定に対する抗告事件

(原審・大阪地方裁判所平成25年4月16日決定)

抗告人ら(原審債権者) 253名

相手方(原審債務者) 関西電力株式会社

第1 主文

- 1 抗告人らの大飯発電所3号機及び4号機(本件発電所)の再稼働の差止めを求める申立てを却下する。
- 2 抗告費用は抗告人らの負担とする。
- 3 なお, 原決定(本件発電所の運転を仮に停止する申立てを却下した決定)は, 抗告人らの申立ての交換的変更により失効している。

第2 事案の概要

- 1 抗告人らが「本件発電所の運転を仮に停止する」との申立てをしたところ, 原審は, 平成25年4月16日, 本件発電所には具体的危険性がないとして申立て却下の原決定をしたので, 抗告人らは本件抗告をした。
- 2 原決定後, 本件発電所は施設定期検査のため運転を停止したところ, 同年7月8日に改正後の原子炉等規制法が施行され, 原子力規制委員会による新規制基準適合性審査による許可が必要となり, この許可がなければ本件発電所を適法に再稼働することができなくなったため, 抗告人らは, 同年12月3日, 「本件発電所の運転を仮に停止する」とする申立てを「本件発電所の再稼働の差止めを求める」とする申立てに交換する旨の変更をした。
- 3 抗告人らが本件発電所の再稼働の差止めを求めた抗告の理由は次のとおりで

ある。

- (1) 相手方の再稼働の許可の申立ては、耐震基準等の安全性に関して十分な内容でないことが明らかである。
- (2) 原子力規制委員会は、新規制適合性審査に当たり、再稼働を当然の前提とするかのような拙速な対応をしており、到底、原子力発電所の安全性を担保する役割を果たしているとは評価することができない。
- (3) 本件発電所の再稼働が認められてしまうと、その後、稼働を停止するまでの間に重大な事故が発生すると回復し難い著しい損害が発生することが明らかであるところ、上記のとおり、原子力規制委員会による新規制基準適合性審査によっては本件発電所の安全性を確保できないことが明らかであることからすれば、新規制基準適合性審査の結果いかんにかかわらず、司法審査によって本件発電所の再稼働をあらかじめ差し止めておく保全の必要性が極めて高いというべきである。

第3 当裁判所の判断

1 原決定後の申立ての変更

原決定後に改正原子炉等規制法が施行され、実用発電用原子炉に関する新規制基準に従った原子力規制委員会による適合性審査が必要となり、本件発電所の運転が停止され、「本件発電所の運転を仮に停止する」とする申立てが「本件発電所の再稼働の差止めを求める」とする申立てに交換的に変更されたため、原決定（本件発電所の運転を仮に停止する申立てを却下した決定）は失効した。

2 再稼働の差止めに対する保全の必要性

- (1) 原子力発電所の稼働によって、いったん、安全性が損なわれて重大な事故が発生してしまえば、文字通り、取り返しのつかない事態となり、放射能汚染の被害も甚大なものとなることが想定される。したがって、本件発電所の再稼働の適否を判断する前提となる原子力規制委員会による新基準適合性審

査は極めて厳格かつ適正に行われるべきであることは当然というべきである。

- (2) 抗告人らの本件申立ては、このことを前提として、原子力規制委員会による新規制基準適合性審査が厳格かつ適正に行われる可能性がないので、原子力規制委員会による新規制基準適合性審査の結論いかにかわらず、本件発電所の再稼働の安全性を担保する機能を果たすことができないため、本件発電所の再稼働を差し止めておく保全の必要性があるというものである。

しかし、新規制基準の相当性も含めて、原子力規制委員会による新規制基準適合性審査が厳格かつ適正に実施される可能性のないことについて疎明があるとはいえず、また、破砕帯に関して将来活動する可能性のある断層等に該当しないと評価されているものについても、今後、新たな知見が得られた場合、必要があれば見直すこともあり得るとされているなどの現状において、原子力規制委員会による新規制基準適合性審査の結論が出される前に、今後出される結論には相当性がなく、本件発電所の安全な再稼働の確保ができないことは明らかであるとして、裁判所において、上記の保全の必要性を肯定する判断をすることは相当とはいえない。

- 3 以上によれば、原子力規制委員会による新規制基準適合性審査の今後の結論いかにかわらず、本件発電所の再稼働を差し止めるべきであるとする抗告人らの本件仮処分命令の申立ては、現時点においては理由がない。

平成26年5月9日

大阪高等裁判所第11民事部

裁判長裁判官 林 圭介

裁判官 杉江 佳治

裁判官 吉川 慎一